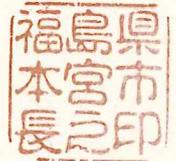


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

本宮市長 高松 義行



1. 協議を設けた区域の範囲

仁井田地区（仁井田農用地利用改善組合）[更新]

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 28 経営体

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農業所得者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

農地の集積がある程度進み、今後は地域の中心となる経営体である受け手の合形成を進め、担い手の育成を図っていく。

併せて、仁井田営農組合を核とした担い手の支援体制を整備し、既存のライスセンターに加え、育苗センターの一貫した水稻生産体制を確立し、同時に野菜栽培導入で複合経営の確立を目指し、かつ、機能的・多面的な地域農業の振興を目指す。